

## 令和 8 年度特定教育・保育施設等指導監査実施計画

### 1. 実施方針

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び所沢市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱（以下、「実施要綱」という。）の規定等に基づき、効果的な実施に努めるものとする。

実施にあたっては、次の（１）～（９）の基準、通知等（以下「基準等」という。）に定める特定教育・保育等の提供及び施設等の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図る。

- (1) 子ども・子育て支援法第 33 条、45 条（第 54 条の 3 において準用する場合を含む。）及び 58 条の 3 に定める設置者の責務
- (2) 所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 42 号）
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）
- (4) 所沢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和 8 年条例第 3 号）
- (5) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）
- (6) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号）
- (7) 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（府政共生第 350 号・26 文科初第 1464 号・雇児発 0331 第 9 号平成 27 年 3 月 31 日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）
- (8) 特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準（令和 8 年こども家庭庁告示第 8 号）
- (9) 特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準の実施上の留意事項について（こ成保第 250 号令和 8 年 4 月 1 日付けこども家庭庁成育局長通知）

## 2. 指導及び監査の対象

全ての特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、特定子ども・子育て支援施設等及び特定乳児等通園支援事業者から、毎年度選定する。

今年度実施する対象施設は次のとおりとする。

種類		対象施設
指導	集団指導	全ての特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、特定子ども・子育て支援施設等及び特定乳児等通園支援事業者
	実地指導	< 特定教育・保育施設 > 市が選定する施設
		< 特定地域型保育事業者 > 全ての事業者
		< 特定子ども・子育て支援施設等 > 市が選定する施設
		< 特定乳児等通園支援事業者 > 市が選定する事業者
監査	必要と認める特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、特定子ども・子育て支援施設等及び特定乳児等通園支援事業者に対し、適宜実施する。	

## 3. 指導及び監査の方法等

### (1) 指導

#### 集団指導

#### ア 方法・時期

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者については、年度当初に開催する教育・保育施設事務連絡会議の中で実施する。

特定子ども・子育て支援施設等については、同時期に書面で実施する。

## イ 内容

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者については、前年度における指導監査の結果概要（特定乳児等通園支援事業者を除く。）、今年度の重点ポイント、年間スケジュール、指導監査の結果の公表等を周知する。

特定子ども・子育て支援施設等については、制度の概要、年間スケジュール、点検項目及び指導監査の結果の公表等を周知する。

## 実地指導

### ア 方法

施設・事業所ごとに指導するため、実地において関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

特定教育・保育施設については、原則として埼玉県が実施する認可制度に基づく指導監査（施設監査）に合わせて合同で実施する。

特定地域型保育事業者については、児童福祉法第34条の17に基づく指導監査と一体的に実施する。

特定子ども・子育て支援施設等については、できる限り、埼玉県が実施する実地指導、市が実施する立ち入り調査等に合わせて合同で実施する。

特定乳児等通園支援事業者については、できる限り、市が実施する実地指導に合わせて合同で実施する。

## イ 時期

5月～翌年1月の間に実施する。

### < 今年度の年間計画（予定） > 月ごとの実施予定施設数

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
保育所 （一時預かり含む）			3	4	4	4	4	3	2	24
認定こども園 （一時預かり・預かり保育含む）			1		1					2
新制度移行幼稚園 （預かり保育含む）			1				1	1	1	4
新制度未移行幼稚園 （預かり保育含む）				1		1		1		3
地域型保育事業 （一時預かり・病児保育含む）			4	5	6	6	5	1	1	28
認可外保育施設	7	2								9
病児保育事業		1					1			2
子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンタ ー・緊急サポートセンター）										0
特定乳児等通園支援事業者						1	1	1	1	4
計	7	3	9	10	11	12	12	7	5	76

## ウ 内容

基準等の遵守が必要な項目のうち「4.指導及び監査の重点事項」を中心に指導を行う。

### (2) 監査

実施要綱第8条に基づき、違反疑義等の確認について特に必要があると認めるときに適切に実施する。

#### 4. 指導及び監査の重点事項

自主点検表の点検項目のうち、以下の点を今年度の重点項目とする。

##### (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

###### 虐待防止策

定期的に虐待防止に関する研修等に参加し、その内容を職員全体で共有している体制があるかを確認する。

###### 苦情解決体制

保護者からの苦情を受け付ける窓口を設置しているか、また、保護者に対してその窓口を適切に周知しているかを確認する。

###### 施設の情報提供（発信）

施設が情報提供（発信）のために紙面媒体やSNS等で子どもの個人情報を使用する場合、保護者から同意を得ているかを確認する。また、ホームページ等を適切に更新し、情報を正しく公開しているかを確認する。

###### 保育士及び施設の自己評価

保育の質向上のため、保育士及び事業所の自己評価を行い、常にその改善を行っているかを確認する。

###### 重要事項のインターネット掲示

重要事項をインターネット上に掲示しているかを確認する。

##### (2) 特定子ども・子育て支援施設等

###### こどもの取扱い

こどもの心身の状況把握に努め、差別的に取り扱っていないかを確認する。また、日々の保育の記録として保育日誌等を作成し、適切に保管しているかを確認する。

###### 契約書等の締結

保護者との間で、利用料が明記された契約書等を取り交わしているかを確認する。

###### 利用者負担の徴収

保護者から受け取る費用（利用者負担額）について、保護者の同意を

得た上で徴収し、支払いを受けた場合には適切に領収書等の交付を行い、その控えを適切に保管しているかを確認する。

#### 個人情報保護

個人情報保護に関する取扱いについて、安全管理措置を講じ、他の機関への情報提供の際は、保護者からあらかじめ文書で同意を得ているかを確認する。

#### 設備に関する諸記録

施設・設備が、法令等の設置基準に基づき、整備されているかを確認する。また、施設の備品等が、児童の保健衛生及び危害防止に十分配慮され、衛生的に管理されているかを確認する。

### (3) 特定乳児等通園支援事業者

#### 面談

利用の申込みを受けた後、心身の状況及び養育環境を把握するための事前面談を行い、重要事項説明書を交付しているかを確認する。

#### 提供の記録

支援を提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しているかを確認する。

#### 利用者負担の徴収

保護者から受け取る費用（利用者負担額）について、保護者の同意を得た上で徴収し、支払いを受けた場合には適切に領収書等の交付を行い、その控えを適切に保管しているかを確認する。また、利用料を徴収している場合は文書による同意を得ているかを確認する。

#### 保育士及び施設の自己評価

保育の質向上のため、保育士及び事業所の自己評価を行い、常にその改善を行っているかを確認する。

#### 重要事項のインターネット掲示

重要事項をインターネット上に掲示しているかを確認する。

## 5. 業務管理体制の検査

特定教育・保育施設及び地域型保育事業においては、実地指導中に子ども・子育て支援法第 55 条第 2 項による届出のあった事項及びその運用状況について検査を行う。

## 6. 結果の公表

当該年度の指導及び監査の結果については、翌年度当初に、施設ごとの指摘事項や改善状況等を市ホームページに掲載する。